

個人情報保護委員会（第242回）議事概要

- 1 日時：令和5年5月17日（水）14：30～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

4 議事の概要

（1）議題1：令和4年度年次報告（案）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

梶田委員から「令和4年度における委員会活動の大きな成果の1つとして、個人情報保護制度の一元化があげられる。具体的には、まず、令和5年4月から改正個人情報保護法が全面施行され、地方公共団体等も個人情報保護法が適用されるようになったが、令和4年度は、それに向けた最後の準備期間として、政令・規則・ガイドライン等を年度当初に制定、公表を行ったほか、地方公共団体等に対して、条例整備などに関して、各種説明会を実施し、各団体からの照会に対応するなど、様々な支援等を行ってきた。今後は、改正法の施行準備から実際の運用へフェーズが変わっていく。地方公共団体のうち、個人情報を取り扱う機関は、都道府県、市区町村、一部事務組合等、広範囲に及び、加えて、各地方公共団体においては、全ての首長部局、行政委員会等で多くの職員が個人情報を取り扱っている。このため、改正法の施行を『出発点』として、全ての地方公共団体における適正かつ円滑な形で法の運用を確保するため、今後とも、伴走型の支援を行っていくようお願いしたいと考えている」旨の発言があった。

中村委員から「令和4年度の監視・監督活動を振り返ると、本年度についても、積極的な活動を行ったことは評価に値すると思う。特に、尼崎市から住民の個人データの取扱いの委託を受けていた BIPROGY 社に関する事案において、立入検査から指導まで、的確な対応を行ったこと、そして、多数の破産者等の個人情報をウェブサイト違法に掲載した者に対し勧告の上、命令を行ったが措置が講じられなかったため関係捜査機関に告発を行ったといった措置を行ったことなど、事案に応じ迅速かつ的確な調査分析と法執行を行ったことは高く評価できると思う。本年4月以降、令和3年改正法の全面施行に伴い、いよいよ、地方公共団体等に対する委員会の監視・監督権限が実際に及ぶフェーズが始まった。既に委員会においては、今年の2月の第232回委員会で、『令和3年改正個人情報保護法全面施行に向けた地方公共団体等への安全管理措置等に関する周知・啓発の方向性について』をと

りまとめ、事務局より2月の時点で『個人情報の適正な取扱いのための研修資料』と題した資料を各地方公共団体等に提供した。この方向性に沿って、関係する研修機関と連携した重層的な支援を行いつつ、これまでの監視・監督活動で得られた知見も生かしながら、引き続き効率的かつ効果的な監視・監督活動を行う必要があると思う」旨の発言があった。

丹野委員長から「この年次報告を通じて、令和4年度を振り返ると、令和4年度においても、各分野で適時適切な取組を行うことができたと思っている。今、お二方の委員から御発言があったが、その内容に加えれば、例えば、国際分野については、日EU間及び日英間の相互認証による円滑な個人データ移転を図る枠組みについて、我が国が個人情報保護法に基づくEU及び英国への外国指定の継続を決定した。また、令和4年度においては、改正法の全面施行を控えた中で、個人情報保護法の法制度や当委員会について、世の中からの注目度が一段と高まった年ではないかと考えている。そのことは、令和2年改正法に関連して事業者からの問合せを中心に、『個人情報保護法相談ダイヤル』における民間部門に関連した受付件数が、前年度の21,237件から25,055件へと大幅に伸びたことや、令和3年改正法に関連して国の行政機関等だけではなく、地方公共団体等における個人情報の取扱いに関する相談等の公的部門に関連した受付件数が、初年度であるにも関わらず、2,121件あったことがその事実を物語っていると感じている。今後、法制度等についての発信等を含め、当委員会からの発信に一層力を入れていくとともに、こうした形で寄せられる国民の声に、真摯に耳を傾けていくことが重要であると認識している。最後に、改めて当委員会の所掌事務は著しく拡大し、それに伴って責任も大きくなってきているとの思いを強くしている。そのため、所掌の拡大に対応した更なる体制の強化を行いつつ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報の適正な取扱いの確保を図るという当委員会の任務を果たし、国民の皆様の期待や信頼に応えていくことが重要と考えている」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、閣議請議等の手続を進めることとなった。

なお、本議題については、国会報告前のものであることから、資料、議事録及び議事概要について、後日公表することとなった。

(2) 議題2：電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部改正案の意見募集結果について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインは、電気通信事業者が個人情報保護法及び電気通信事業法に基づき遵守すべき規律を示すものとして、非常に重要なものだと認識している。6月16日に電気通信事業法が施行されるが、施行後の状況についても注視し、

必要な場合には総務省と調整を行うなどの対応を継続して行っていただきたいと思う」旨の発言があった。

原案のとおり決定し、総務省と連携の上、官報公布等の手続を進めることとなった。

なお、本議題については、資料、議事録及び議事概要について後日公表することとなった。

以上